

**新潟県選挙管理委員会規程第8号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第3の1（身体障害者支援施設）</b>			<b>別表第3の1（身体障害者支援施設）</b>		
市区町村名	支援施設の名称	所在地	市区町村名	支援施設の名称	所在地
新潟市北 区	<u>障がい者支援施設 松 潟の園</u>	新潟市北区松潟14 82-1	新潟市北 区	<u>身体障害者療護施設 松潟の園</u>	新潟市北区松潟14 82-1
(略)			(略)		
長岡市	(略) <u>障害者支援施設 リ ハビリセンター王見台</u>	(略) 長岡市王番田2900 番地	長岡市	(略) <u>リハビリセンター王見 台</u>	(略) 長岡市王番田2900 番地
	<u>障害者支援施設 リ ハビリセンター王見台</u> (療護部)	長岡市王番田2900 番地		<u>身体障害者療護施設 リハビリセンター王見 台</u>	長岡市王番田2900 番地
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。